

富山西リハビリテーション病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運営規程 重要事項説明書

訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 事業者（法人）の概要

法人の名称 医療法人社団 親和会
代表者名 理事長 藤井 久丈
所在地 富山県富山市婦中町下轡田 1010
電話番号 (076) 461-5550

2. ご利用の事業所の概要

事業所の名称 富山西リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション
指定事業所番号 1610119248
所在地 富山県富山市婦中町下轡田 1010
代表者名 院長 野上 予人
電話番号 (076) 461-5577
FAX 番号 (076) 461-5263

3. ご利用事業所の従業員の職種、員数および勤務形態

	常勤	非常勤
管理者	1名（医師）	0名
理学療法士	5名	0名
作業療法士	1名	0名
言語聴覚士	1名	0名

4. 事業の目的および運営の方針

- (1) 医療法人社団親和会 富山西リハビリテーション病院（以下「当事業所」という）は、指定訪問リハビリテーションの事業を行うものであり、要支援・要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限り居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図り、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション（以下「サービス」とする）については、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき当事業所をご利用になり、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションサービスを行い、利用者の心身の機能の維持回復、活動参加能力の維持向上を図るために提供されます。
- (3) このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師および理学療法士、作業療法

士、言語聴覚士、その他サービスの提供にあたる事業者の協議によって、介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れその計画内容について同意をいただきます。

- (4) 事業の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業所および他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

5. 営業日および営業時間

営業日 月曜日から土曜日

営業時間 午前8：30から午後5：15

※ただし、国民の祝日および12月30日から1月3日までは除く

6. 事業所の実施区域

通常の実施区域は、富山市婦中町とする。

そのほかの地域に関しては、相談に応じます。

7. 利用日の計画および変更について

- (1) 利用者または利用者家族等と当事業所間で話し合い、訪問日時を決定します。
- (2) 予定していた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が都合により訪問できなくなった場合は、利用者に事前連絡し他の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問します。日程変更もしくは訪問を中止する場合は、話し合いの上、当事者同士で決定することとします。

8. ご利用の個人情報の取扱いについて

富山西リハビリテーション病院 訪問リハビリテーションでは個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき適切な個人情報管理に努めます。

(1) 使用目的

- ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、担当職員と居宅支援事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族状況を把握するため
- ② 上記の他、介護サービス事業所との連絡調整のため
- ③ 介護サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩したり怪我等で医療機関を受診した際に、医師や看護師に説明するため
- ④ 診療費請求のための医療事務のため
- ⑤ 当事業所の管理運営業務のため
- ⑥ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等のため
- ⑦ 医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料のため
- ⑧ 当事業所内において行われる医療実習への協力のため
- ⑨ 医療の質の向上を目的とした当事業所内外での症例研究のため
- ⑩ 外部監査機関への情報提供のため

付記

- ・上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。

- ・お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ・これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ① 居宅支援事業所
- ② 居宅介護サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- ③ 病院または診療所

(3) 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件

- ① 個人情報の利用については必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等経過を記録する
その他ご不明の点は、当事業所職員までお尋ねください。

9. 担当職員の変更

- (1) 利用者はいつでも担当の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問リハビリテーションサービスの目的に反する等、変更を拒む正当な理由がない限り変更の申出に応じます。
- (2) 当事業所は、担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。その場合には事前に利用者の了解を得ます。

10. 利用料およびその他の費用

(1) 利用者負担金

介護給付サービスおよび介護予防給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費の1割から3割が利用者負担になります。ただし、介護保険での給付の範囲を超えたサービスは全額が利用者の負担になります。適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適応外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に出提出いただきますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 料金表

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料がかかります。
ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
前日の午後5時までに連絡があった場合 無料
連絡がなかった場合 2000円

(4) 請求明細書等の内容

毎月10日以降に前月の利用内訳を記載した介護保険請求書を郵送いたします。

(5) 支払方法

請求書を発行し、所定の方法により交付します。お支払いいただきますと所定の方法により領収書を交付します。支払方法は、双方合意の方法によります。

- ・富山西リハビリテーション病院窓口での支払い
- ・金融機関口座引き落とし
- ・振り込み
- ・コンビニエンスストアでのお支払い

11. 緊急時における対応

理学療法士等は、リハビリテーション実施中に利用者の病状に急変やその他緊急事態が生じた場合には速やかに適切な措置を講じます。事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

協力医療機関 富山西リハビリテーション病院
電話番号 (076) 461-5550

基本料金 (20分/1回)		1割負担	2割負担	3割負担
☐ 訪問リハビリテーション費	3132 円/回	313 円	626 円	940 円
☐ 予防訪問リハビリテーション費	3031 円/回	303 円	606 円	909 円
減算				
☐ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100 減算			
☐ 業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100 減算			
☐ 未診療減算	-509 円/回	-51 円	-102 円	-153 円
☐ 同一建物減算	所定単位数の 90/100 減算			
☐ 予防 12 か月超え減算	-305 円/回	-31 円	-61 円	-92 円
加算				
☐ 退院時共同指導加算	6102 円 (初回 1 回のみ算定)	610 円	1220 円	1831 円
☐ 移行支援加算	173 円/日	17 円	35 円	52 円
☐ サービス提供体制加算 (Ⅰ)	61 円/回	6 円	12 円	18 円
☐ サービス提供体制加算 (Ⅱ)	31 円/回	3 円	6 円	9 円
☐ 短期集中リハビリテーション加算	2034 円/日	203 円	407 円	610 円
☐ 認知症短期集中加算	2441 円/日 (週 2 日を限度とする)	244 円	488 円	732 円
☐ 口腔連携機能加算	508 円/回 (月に 1 回のみ算定)	51 円	102 円	153 円
☐ 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5/100 加算			
☐ リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	1831 円/月	183 円	366 円	549 円
☐ リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	2166 円/月	217 円	433 円	650 円
☐ 医師が利用者又は家族に説明した場合	2746 円/月	275 円	549 円	823 円

12. 事故発生時の対応

リハビリテーション提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事

業所、地域包括支援センター、市町村等に連絡を行い必要な措置賠償を行います。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。事故が発生した場合その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

1 3. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

1 4. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. ハラスメントについて

当事業所は、医療介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした発言や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、関係事業所の方、利用者およびその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け医療介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 6. 相談、苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○富山西リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、国民の祝日および12月30日から1月3日は除く

電話番号：(076) 461-5577

FAX 番号：(076) 461-5263

○富山西リハビリテーション病院 地域連携室

月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分

電話番号：(076) 461-3080

各市町村の窓口や国民健康保険連合会でも苦情の受付を行っています。

○富山市介護保険担当窓口

富山市役所 介護保険課

富山市新桜町7-38

電話番号：(076) 443-2076

○富山県国民健康保険団体連合会

富山市下宇豆田955-3 県市町村会館

電話番号：(076) 431-9827

○富山市福祉サービス運営適正化委員会

富山市安住町5-21 社会福祉協議会内

電話番号：(076) 432-3280

○担当ケアマネジャー

事業所名：

電話番号：

以上